

平成26年度第7回八千代市子ども・子育て会議議事録

開催日時 平成27年2月18日（水）午後2時00分～午後4時00分

場 所 八千代市役所 別館2階 第1・2会議室

議 題 (1) 八千代市子ども・子育て支援事業計画（案）について
(2) 利用者負担（案）について

出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、櫻井陽子委員、
友森恵美子委員、藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、
奥村諭己委員、藤澤彩委員、丸山純委員、茂呂剛委員、神長美津子委員、
田中宏行委員、吉垣信義委員
八千代市 坂巻子ども部長、天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、河原主査、
齋藤主任主事、佐源田主事
〈子育て支援課〉相原課長、佐藤副主幹、木村主任主事、
山形主任主事
〈すてっぷ21 大和田〉岡田副主幹
〈村上北保育園〉鷹野主任保育士
〈母子保健課〉石橋副主幹
〈男女共同参画課〉北村主査補
〈指導課〉小林指導主事
〈地域計画連合〉福原、渡邊

公開又は非公開の別 公開

傍聴者 0名

【議事録】

河原主査：それではただいまより、平成 26 年度第 7 回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。会議に先立ちまして委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定により、会議を公開すると共に、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、会議録には発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも併せてお伝えさせていただきます。また、本日は事業計画策定に向けて、業務の一部を委託しております、株式会社地域計画連合の方に同席していただいておりますのでご了承ください。

それでは、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

中山会長：皆さんこんにちは。では、条例の規定により議長を務めさせていただきます。ただいまご出席の方々が 12 名で、奥村委員、それから藤原委員が遅れてお見えになると思います。12 名ですが、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。本日の議題は、2 つございます。初めに事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：ありがとうございました。では議題に沿って始めたいと思います。(1) 八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

河原主査：それでは議題(1) 八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)についてご説明します。本議題については、資料 26-7-1「パブリックコメントに寄せられた意見等に対する考え方(案)」と資料 26-7-2「八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)」を使用しますのでお手元にご用意ください。

八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案に対するパブリックコメントにつきまして、平成 27 年 1 月 5 日から 2 月 3 日まで実施いたしました。また、1 月 18 日に本事業計画素案の市民説明会を開催しました。本事業計画素案に寄せられたご意見は、6 名の方から 24 件でありまして、計画の記載内容に関するご意見は 19 件、計画記載以外のもの、その他のご意見として 5 件ありました。

計画の記載内容に関するご意見としては、資料 26-7-1 の 1「目次について」ですが、目次欄には資料と記載されているが、資料が添付されていないので提示してほしいとのことでしたが、資料編は本会議でご確認をいただいた上で、最終的な計画書に記載する予定にしておりました。今後パブリックコメントを実施する際の貴重な意見として参考にさせていただきたいと思います。

続いて資料 26-7-1 の 2、資料 26-7-2 の 8 ページ 1「人口の推移」についてですが、子どもの定義は 18 歳未満とされており、年少人口として 0～14 歳で区切った理由等を提示してほしい。また、65 歳以上を老年人口と定義しているが、同じくパブリックコメントを求めている八千代市高齢者保健福祉計画(素案)では、高齢者と定義しているため、言葉の統一、または違うならば説明等を入れてほしいとのことでしたが、総務省統計局において人口構造を表す年齢 3 区分は、年少人口は 0 から 14 歳、生産年齢人口は 15 歳から 64 歳、

老年人口は 65 歳以上とされており、現行計画である八千代市次世代育成支援後期行動計画においても採用しています。

本事業計画では、現行計画からの推移を比較するため、原案の通りといたします。

資料 26-7-1 の 3、資料 26-7-2 の 9 ページ 2「世帯の状況」についてですが、平成 22 年度の母子・父子世帯数が記載されているが、他に記載されている年度と合っていないため、最新、例えば平成 26 年 3 月 31 日時点のものにしてほしい、また母子世帯、及び父子世帯の合計と内訳を計したものが合っていないので合わせてほしいとのことでしたが、保有する最新のデータにつきましては、平成 22 年度の国勢調査結果となりますことから、原案の通りとします。なお、母子世帯・父子世帯の内訳につきましては、6 歳未満親族のいる一般世帯の世帯数が、18 歳未満親族のいる一般世帯の世帯数に内数として含まれていることと、18 歳以上 20 歳未満のいる一般世帯数の記載がないことから、合計と内訳を計したものは一致しませんのでご理解いただきたいと思います。

続いて資料 26-7-1 の 4、資料 26-7-2 の 19 ページ 8 (1) 「児童扶養手当支給状況」についてですが、児童手当の支給状況について記載をしてほしいとのことですが、児童扶養手当支給状況は特に「施策の方向 1-4 支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実」を策定する際に参照する資料として、ひとり親世帯の状況の 1 つとしてお示ししたものです。児童手当は市内に住民登録のある中学校 3 年生まで、15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日までであれば全ての方が支給対象となることから、児童手当の支給状況につきましては記載いたしませんのでご理解ください。

続いて資料 26-7-1 の 5、資料 26-7-2 の 20 ページ (3) 「児童扶養手当の受給理由の推移」についてですが、表中の生別世帯が一般用語か、また、生別世帯とは母子世帯と父子世帯を合計したものか、注釈を入れて分かりやすくしてほしいとのことですが、生別世帯とは厚生労働省では母子世帯、または父子世帯となった理由が死別以外、離婚、未婚の母、または父、遺棄、行方不明、その他の世帯としています。なお、本市では児童扶養手当の支給要件の中で、母子世帯または父子世帯となった理由が、離婚、その他の場合の世帯としています。また、平成 22 年 8 月より父子家庭も受給対象となった旨を素案の方に記載しておりますので、平成 22 年度から母子世帯と父子世帯の合計となっておりますことをご理解いただきたいと思います。

続いて資料 26-7-1 の 6、資料 26-7-2 の 24 ページ (5) 「青少年の相談件数と内容」についてですが、相談件数以外にも発生件数を入れてほしい。また、発生を抑えるための防止策を入れてほしいとのことですが、青少年の相談件数と内容は、青少年センターが相談を受け付けた件数であり、実際に発生した件数は把握できておりません。いただいたご意見につきましては、今後青少年対策等を進めていく中で貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、防止策につきましては、資料 26-7-2 の 48 ページ (2) ①「薬物乱用防止教育の充実」、同資料の 60 ページ (3) ③「青少年健全育成連絡協議会への支援」などに掲載済みであることから、原案の通りといたします。

続いて資料 26-7-1 の 7 と 8、資料 26-7-2 の 32 ページから 65 ページ第 4 章「施策の具体的な展開」についてですが、7 のご意見は、新規以外は前年度からの継続中ならば、その旨の記載をしてほしい、また、新規についてはその実施予定年も入れてほしいとのことですが、ご指摘の通り新規以外の事業につきましては、現行計画から継続して取り組んでまいります事業であり、新たにに取り組む事業を明確にするため新規と記載しておりますことをご理解いただきたいと思います。また、新規事業の実施年度につきましては、70 ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。また 8 のご意見は、「具体的な展開」とあ

るので、施策の方向 2-4 (2) の放課後子ども教室のように、他の施策も全市を見据えた数値目標や達成すべき姿を書き込んでほしいとのことですが、第 4 章は基本的な各施策の方針を示す章で、具体的な事業量や年次は記載しておりません。第 5 章に記載した法定事業以外の事業につきましては、いただいたご意見を踏まえながら計画を推進してまいります。

続いて資料 26-7-1 の 9、資料 26-7-2 の 33 ページ (1) ①「子どもの権利に関する条例の制定の検討」についてですが、10 年以上検討をしているのでそろそろ結論を出してほしい、いつまでと目標年次を書き込んでほしいとのことですが、子どもの権利に関する条例の制定の検討については、今年度、平成 26 年度に検討結果を出す予定となっています。その検討結果を踏まえ、さらなる検討をしてみたいと思います。

続いて資料 26-7-1 の 10、資料 26-7-2 の 39 ページ施策の方向 1-4「支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実」についてですが、(5) の続きに資料 26-7-2 の 24 ページの表中の防止策、薬物乱用・無断外泊・家出・金銭トラブルなどを入れてほしいとのことですが、先ほども申し上げた通り、資料 26-7-2 の 48 ページ (2) ①「薬物乱用防止教育の充実」や、同資料 60 ページ (3) ③「青少年健全育成連絡協議会への支援」など、防止策に関する事業については掲載済みであることから原案の通りとします。

続いて資料 26-7-1 の 11、資料 26-7-2 の 42 ページ (1) ③「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の検討」に関してですが、民間事業者の検討に際しては、保育・発達保障のため、ハード・ソフト共に質の確保をお願いする。八千代市の保育ガイドラインと乖離がないようにしてほしいとのことですが、今後民間事業の検討を進めていく中で、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

続いて資料 26-7-1 の 12、資料 26-7-2 の 44 ページ (3) ②「情操芸術教育振興事業の実施」についてですが、「芸術鑑賞を通して情操の滋養を図ります。」とあるが、小学校での芸術鑑賞をしている様子が全くない。実施となっている以上、鑑賞会がないのはいかなものか。早期の実現をお願いするとのことですが、本事業は「児童・生徒の主体的な発表や表現の活動、芸術鑑賞を通して情操の滋養を図る」ことを目的として、平成 26 年度においては 3 校、平成 25 年度においては 6 校で実施しています。今後より多くの児童が芸術鑑賞の機会を得られるよう、国の制度等の周知を図ってまいります。

続いて資料 26-7-1 の 13 と 14、資料 26-7-2 の 45 ページ (2) ①「放課後子ども教室の拡充」についてですが、13 のご意見については、学童保育への申請基準を満たさないが、働いている方は大勢います。幼稚園では夕方までの預かり保育があり、安心して預け働くことができていたが、小学校になり短時間労働の親に対しての対策が全くありません。放課後子ども教室のような対策があると安心して働くことができるため、放課後の子どもたちの安全な居場所の確保をお願いしたい。また、14 のご意見については、学童保育所以外にも誰でも参加できる放課後の遊び場のようなものを作ってほしいとのことですが、計画に基づき、放課後子ども教室の拡充など、子どもが安心・安全に過ごせる居場所の確保に努めてまいります。

続いて資料 26-7-1 の 15、資料 26-7-2 の 51 ページ (1) ②「やちよ子育てハンドブック」についてですが、他市で発行しているものは、ママの口コミなども記載されていて見やすい、まとまった子育てハンドブックは非常に価値があると思うので、今後さらに親しみやすい冊子を期待するとのことですが、今後、やちよ子育てハンドブックを発行する際の貴重なご意見として参考にさせていただきます。

続いて資料 26-7-1 の 16、17、資料 26-7-2 の 54 ページ (4) ⑤「児童館の設置の検討」に

ついでですが、16のご意見は、少しでも早い設置ができるよう検討してほしい。また17のご意見は、子どもの足で行けることを考慮した配置をお願いしたい、安心して子どもたちが過ごせる場所が欲しい、特に長期休暇や土日、雨天や雪など、いろいろなことを学べる子どものための施設が欲しいとのことですが、今後児童館の検討を進めていく中で貴重なご意見・要望として参考にさせていただきます。

続いて資料26-7-1の18、資料26-7-2の71ページから80ページ(3)「教育・保育及び地域型保育事業」と(2)「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についてですが、「量の見込み」の数字(平成27年度から31年度)についての根拠(考え方)を入れてほしいとのことですが、70ページ及び73ページに量の見込みの算出に関する概要を記載しておりますことから、原案の通りとします。

続いて資料26-7-1の19、資料26-7-2の74から75ページのイ「放課後児童健全育成事業(学童保育所)の確保方策」についてですが、0から2歳児については平成27年度から28年度で、また学童保育所については27年度から31年度にわたり確保方策を計画されていますが、それをさらに早めることができないかとのことですが、学童保育所の確保方策については、国が示している計画期間の最終年度である平成31年度末までを達成期限としております。待機児童の状況等もあり、早期対応が望まれるところではございますが、整備予算の問題や関係機関との調整等もあり、計画通りの期間での対応を考えております。また、0から2歳児の保育の確保方策につきましても、同様に計画の通りの期間での対応を考えております。

ここまでが事業計画素案に関するご意見の概要、及びご意見に関する市の考え方の説明となります。なお、計画記載外のご意見につきましては、4ページにその他のご意見として取りまとめましたので、後ほどご覧いただければと思います。

事業計画案につきましては、ご説明させていただいたように、計画の内容につきましては、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見等に対する市の考え方を検討した結果、本日新たにお示ししております資料26-7-2「八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)」の通り、目次の前にはじめにということで市長のあいさつを掲載し、第6章の後に資料編を追加したものを事業計画の最終案としたいと考えておりますが、第5章の事業計画の71から72ページ(3)「教育・保育及び地域型保育事業の量の見込みと確保方策」及び74ページのア「時間外保育事業(延長保育)」の確保方策について修正をさせていただきたいと思っております。修正の理由としましては、昨年12月19日開催の第6回子ども・子育て会議においてご説明させていただきましたが、11月末時点での幼稚園・保育園等の事業者の新制度への移行する意向を基に確保方策を設定し、事業計画素案の通りといたしました。しかし、保育園・幼稚園等の事業者より、平成27年度における認可定員の変更の届け出等がありましたことから、事業計画素案に記載の内容は27年度当初の認可定員予定数との齟齬がありますので、今回の修正をもって事業計画最終案としたいということでした。

初めに27年度の教育・保育施設の利用定員の設定についてご説明します。資料26-7-3「利用定員(案)について」をご覧ください。1枚目は市内の保育園の一覧、2枚目は市内の幼稚園の一覧となっております。1枚目の保育園の一覧をご覧ください。左側は平成26年度の認可定員について、右側には平成27年度の利用定員数(案)を記載しております。利用定員数は認可定員の範囲内で1号認定、2号認定、3号認定、3号認定についてはさらに0歳児と1から2歳児の区分ごとに設定することとなっているため、平成27年度当初の認可定員をベースとしています。平成27年度における教育・保育施設の利用定

員につきましては、基本的には全ての保育園が新制度の給付対象施設として移行しますが、その際千葉県による認可定員を増やす予定の施設が4園あります。認可定員の変更のある施設についてのみご説明させていただきます。

初めに12番のマリア保育園につきましては、保育園から幼保連携型認定こども園へ移行し、2号認定の定員を10名増やす予定です。続いて14番の若葉高津保育園につきましては、現在の若葉ナースリースクールとの幼保連携型認定こども園を解消し、若葉高津保育園のみで、保育所型認定こども園となり、2号認定の定員を16名増やし、3号認定の定員を4名増やし、2号認定と3号認定の合計では20名の定員増となります。また、1号認定の定員を5名設定し、園としては計25名の定員増となる予定です。続いて20番の緑が丘はぐみの杜保育園につきましては、現在の受け入れ状況を考慮して、3号認定の1から2歳児の定員を10名増やす予定です。続いて22番の八千代わかば保育園と幼稚園一覧の11番の八千代わかば幼稚園が、幼保連携型認定こども園の認定を受け、名称を幼保連携型認定こども園八千代わかば幼稚園とする予定です。1号認定の利用定員を75名、2号認定の定員を10名、3号認定の0歳児の定員を5名、3号認定の1から2歳児の定員を15名とし、計105名の幼保連携型認定こども園になる予定です。

ここまでご説明をさせていただきました通り、認定こども園に移行に伴うものや、現在の受け入れ状況を考慮した認可定員の変更があることを踏まえまして、平成27年度の利用定員の設定につきましては、資料26-7-3「利用定員（案）について」の通りとしたいと考えております。

以上のことから、資料26-7-2「八千代市子ども・子育て支援事業計画（案）」の71ページから72ページに記載しております第5章事業計画の2（3）「教育・保育及び地域型保育事業の量の見込みと確保方策」の数字につきましては、平成27年度当初の利用定員に基づき、昨年11月末時点での保育園・幼稚園等の事業者の新制度への移行に関する意向を踏まえたものを最終案に掲載したいと考えています。また、74ページのア「時間外保育事業（延長保育）」の確保方策につきましては、利用定員の変更に伴いまして修正がございますのでご理解いただきたいと思います。

以上が議題（1）八千代市子ども・子育て支援事業計画（案）についての説明となります。

中山会長：ありがとうございます。かなり説明のボリュームが多かったものですから、もう一度改めて確認をしますと、八千代市の子ども・子育て支援事業計画（案）ができ、これについて、2点報告があったわけですね。1点目はパブリックコメントに対する意見があったということ、これに対しては6名の方から24件の意見等があったと、これに対する回答は、今詳しく説明していただきました。ですから、この件でもし何かあればということで後ほど伺いたいと思います。

もう1点は、利用定員の案ですね。26-7-3にある利用定員のことについても、この表にあるような変更があったことについて2点、パブリックコメントに対する意見と、それから利用定員の案の記載についての説明について何かあれば言っていただき、これについての確認ができれば、本日ここに今、皆さんの手元にある12月末にまとめた八千代市子ども・子育て支援事業計画（案）がこの委員会での成案を見ることになると思います。

では、意見があれば、あるいはご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。では、パブリックコメントに対する説明で、何か補足してほしいことがあればお願いします。よろしいでしょうか。6名の方から24件あり、これに対してこのような考えを持つという市の考え方が表の中に記載されています。特にございませんでしたら、このパブリックコメントに関しては、皆さん意見がなかったということとなります。

もう1点は、利用定員の案について資料26-7-3、この案の通り記載をしたいということですね。これについてもこの根拠になるご説明が詳しくありましたがよろしいですか。では、特に質問、あるいは意見がありませんでしたので、市におかれましては本日ご説明があつて、私たち委員は特に意見がないということで、このご説明通りに素案を完成させていただいて、進めていただければと思います。よろしいでしょうか。

中山会長：では次第に沿って議題(2)に入りたいと思います。では事務局より説明をお願いします。

葛原主査：それでは利用者負担(案)についてご説明します。資料26-7-4「新制度における教育・保育施設等の利用者負担(保育料設定)について(案)」をご用意ください。まず、子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担とは、新制度に移行した幼稚園や認定こども園・保育園、及び地域型保育事業を利用する際の保育料であり、世帯の状況その他の事情を勘案して負担額、つまり応能負担ということで定めることとされ、国の定める基準額を上限として市町村が設定することとされています。

保育料は支給認定や保育の必要量による区分で設定されます。1号認定、2号認定、3号認定の認定区分の表をご覧ください。年齢区分において満3歳以上、保育の必要性区分なしの場合は、認定区分は1号認定となり、教育標準時間(4時間)となります。利用できる施設は、認定こども園と新制度に移行した幼稚園となります。また、年齢区分満3歳以上で、保育の必要性がある場合は2号認定となり、保育標準時間、これは11時間です。それと保育短時間、8時間になります。利用できる施設は、認定こども園と保育園になります。年齢区分満3歳未満で保育の必要性ありの場合は3号認定となり、2号認定と同様に保育標準時間と保育短時間になります。利用できる施設は、認定こども園と保育園、地域型保育事業(小規模保育等)になります。子ども・子育て支援新制度の下で利用される幼稚園・保育園・認定こども園や地域型保育事業、公私立を問わず支給認定区分ごとに同一の保育料となります。ただし、新制度に移行しない私立幼稚園については、これまで通り各幼稚園で設定する保育料となります。本市といたしましては、教育・保育のいずれを選択しても、利用者にとって公平性のある利用者負担とする必要があると考え、保育園保育料と新制度に移行した幼稚園の利用者負担割合について公費の公平な投入を考慮し、設定しました。

次に低所得者への配慮として、第2階層市民税非課税世帯において、母子世帯と在宅障害児(障害者)のいる世帯、その他の世帯、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯については、軽減措置を実施します。

次に2ページをご覧ください。各世帯の保育料の軽減について。幼稚園や認定こども園などをきょうだいで利用する場合、保育料の軽減をします。教育標準時間認定(1号認定)については、満3歳から小学校3年生までの範囲内で、子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。保育認定(2号・3号認定)については、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。それぞれの区分における範囲において、最年長から順に第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料とします。

次に保育料の切り替え時期については、新制度における保育料は市民税所得割課税額の状況に基づき算定されることから、保育料切り替え時期は毎年9月となります。4月から8月分が前年度の市民税所得割課税額の状況で、9月から3月分までは当年度の市民税所得割課税額の状況で算定します。保育料の納付方法については、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合は、各施設の事業者へ納付していただくこととなります。保育園を利用する場合は、原則として口座振替で八千代市に納付していただくことになりま

す。納付期限、口座振替は毎月末日、金融機関が休業日の場合はその翌営業日に行います。3 ページをご覧ください。その他留意事項として、月の途中で入退園した場合は日割り計算をした保育料となります。それから経済上、その他の理由により保育料を納付することが著しく困難であると市長が認める場合は、保育料を減額・免除する場合があります。施設によっては、保育料の他に実費徴収・上乘せ徴収等が生じる場合があります。また、本案は現時点での案であり、予算編成の過程で調整する場合があります。

続きまして1号認定教育標準時間子どもの利用者負担(保育料)の案をご説明いたします。6 ページの次の別紙1をご覧ください。左側が国の利用者負担のイメージで、矢印の右側が本市の1号認定の利用者負担の案となります。施設、幼稚園・認定こども園の種類を問わず、同一の利用者負担として設定をしました。それから、市民税所得割課税額に基づいて保育料を決定します。1号認定の保育料は、利用時間が短いなどのことから、2号認定の保育料を上回らないよう各階層でバランスを取りながら設定いたしました。

国の利用者負担の基準のイメージは、所得階層が5階層であり、本市における就園奨励費についても5階層となっています。一方、本市の保育園保育料は、国が定める8階層を細分化し、保育料の軽減を図っていることから、保育認定を受けた子どもの利用者負担のバランスを考慮して、階層を細分化し9階層の認定としてまいります。1号認定については、以上となります。この後、2号・3号認定(保育認定)について、子育て支援課の佐藤よりご説明します。

佐藤副主幹：2号・3号認定(保育認定)の利用者負担(保育料案)について説明いたします。それでは後ろのページをご覧ください。こちらの上の方にある年齢ごとの保育料表になっています。そちらの国基準額というところがあるかと思えます。その国基準額から、対する負担割合の調整を全体として行いました。また、左の方に、先ほども申し上げた通り、こちらの国階層3、市の階層C1というところから金額が入っていると思いますが、前年度まではこちらが所得税を基に保育料の方を決定していたのですが、平成27年度は市民税所得割課税額に基づいて保育料を決定いたします。先ほどお話をした負担割合の話の基本的な考え方となりますが、3歳未満児の保育料については原則据え置きといたしました。そして3歳以上児については、3歳未満児との負担割合との均衡を図るため、低所得者へ配慮しつつ、若干の負担割合増を行いました。現行との比較につきましては、平均5%程度の増という形になります。

そして、一番左の国の階層のところを見ていただきたいのですが、新と表示があるところに、国基準における第8階層に相当する階層の新設を新たにいたしまして、全24階層といたしました。保育の認定時間の短時間という区分ができましたので、短時間認定の場合の保育料を設定いたしました。地域型保育事業の保育料は、こちらの表の認可保育園と同額になります。以上の基本的な考え方のもと、27年4月からスタートする新制度における2号・3号認定(保育認定)の利用者負担案を策定いたしました。

続きまして、公立保育園の時間外保育料についてご説明します。5 ページをお開きください。利用区分のイメージが出ていているところがあると思いますが、新制度に対応しました公立保育園の時間外保育料を今回改めて設定いたしました。新制度において、保育認定(2号認定・3号認定の給付)について、保育必要量の違いにより区分が新設されました。利用可能な最大保育時間が11時間となる保育標準時間と、利用可能な最大保育時間が8時間となる保育短時間です。公立保育園におきましては、保育標準時間を午前7時から午後6時まで、保育短時間は午前8時半から午後4時半といたします。それぞれの区分でそちらの時間を超えて利用する保育は時間外保育となり、時間外保育料を利用者に負担してい

ただくこととなります。

現在、公立保育園で休日保育として実施している保育も、新制度においては時間外保育として位置付けることといたします。5 ページの金額とイメージですが、1 日ごとの利用といういわゆるスポット利用的なイメージのものと、1 か月での利用という形での料金を示してあります。時間外の利用回数は、お仕事の関係等で多いことが予定される場合には、利用者の申し出により 1 か月ごとの利用料金を適用したいと考えております。平日、19 時から 20 時の時間外保育については、平成 27 年度については昨年度同様ゆりのき台保育園と八千代台南保育園で実施する予定であります。土曜日以外という形になります。休日の時間外保育についても、平成 27 年度は昨年度同様ゆりのき台保育園で実施する予定となります。

次に要件について、生活保護世帯及び市民税の非課税世帯については、軽減措置等を現在検討しております。こちらの時間外については、公立保育園の考え方をご説明したのですが、民間の施設で実施する場合の時間外保育の料金は、園ごとに設定していただいて徴収していただくこととなります。

中山会長：詳しく説明をいただきましてありがとうございます。いろいろ資料も詳しいですし、説明も詳しくあったのですが、時間外保育のところで少し分からなかったのを説明してほしいと思います。1 日ごとの利用とひと月ごとの利用の関係で、1 日ごとの利用を来年度の場合はこれをひと月ごとの利用とする説明があったと思うのですが、何々の部分が少しはつきりしなかったような気がします。

佐藤副主幹：失礼しました。時間外保育料の料金設定といたしましては、1 日ごとのいわゆるスポット利用と呼ばれるものです。普段はお迎えまで間に合う保護者の方が、急に残業になったとか、そのようなケースで利用される場合もスポット利用という形で、それは 30 分単位での料金設定をしております。それ以外にもほぼ 1 か月、お迎え時間を過ぎてしまうような方は、この料金ですと急激な負担増になりますので、1 か月の料金ということで、2 通りの料金設定をしております。

中山会長：ありがとうございます。まず資料の 1 ページを見ていただきますと分かりますように、最初に書いてありますように、新制度は国の定める基準額を上限として市町村が設定することです。このことに基づいて、市の方針・考え方が示されたというわけですね。それでそれぞれ原則に基づいて、八千代市が独自に考えたものが表になり、説明に基づいてこのように示されたということです。これは、今後、本日の意見等も含めて、これが市から議会にかけられて最終決定ということになるのでしょうか。そのような理解でよろしいですか。

松井課長：細かな金額設定、所得階層別の設定については規則という形になりますが、基本的には議会で大元となる条例（八千代市保育園条例）をご審議いただいて、それを通じて負担する形の中で定める金額はこの通りになるという形です。

中山会長：従ってこの場においては、先ほど説明をいただいた保育料の設定の案に対してこの委員会で委員の方々がもし意見があれば、質問等も含めてしていただくのが一番良いということだと思います。いかがでしょうか。

藤澤委員：1 号認定の利用者負担についてですが、ずいぶん減免していただいたのかなと感じています。国の基準というのは、現在私立幼稚園就園奨励費の助成が出ていますので、それが全国平均の保育料に換算してという形で決められていますが、八千代市単独で年額 3 万円就園奨励費補助金を上乗せして今出していただいています。その年額 3 万円というのは、第 1 子についても第 2 子についても同様の金額が出ています。こちらの金額をざっと計算さ

せていただいたのですが、第1子については国の基準よりもさらに2,500円より下回って設定していただいととてもありがたいと思いますが、第2子のところについて、ざっと計算しますと、国の方では第2子は2分の1ということですので、ここで国のイメージの月額をまず2分の1にした金額で充てます。これが国で示している第2子の金額です。考え方として、保護者の利用者負担が増えないこと。それから、私立幼稚園就園奨励費補助金をもらっている人と、それから新制度に移行する人たちと格差が出ないというのが前提です。少なくとも新制度に移行を進める上では、新制度に移行した園に在籍する保護者の負担が減ってしかるべきではないかなと思っています。

それで、この第2子の負担なのですが、新しい階層区分の第4階層の7区分目、第2子、八千代市の方は単純に第1子の金額の2分の1にされた形で設定されているのですが、この4階層の7区分目。それから5階層の9区分目なのですが、まず4階層の7区分で、7,950円の設定をされていますが、国の基準ですと、第1子が2万500円ですので、第2子につきましては1万250円になるかと思えます。1万250円から7,950円を引くと2,300円、市で超過負担減額しているということになります。つまり、現在就園奨励費補助金の市で負担していただいているのが2,500円ですから、この階層については200円保護者負担が増えるという考えになります。

それから同様に、5階層の9区分目。国基準が2万5,700円で第2子につきましてはこれを2分の1に減額した額の1万2,850円が国基準になります。で、1万2,850円から八千代市の設定した第2子の金額、1万1,300円を引きますと1,550円になります。この階層につきましても、年額3万円、月額2,500円市の方で補助をしていますので、この階層につきましては1,000円近く月あたり利用者負担が増えるという考えになります。ですから、この階層につきましては再度ご検討をお願いしたいということ要望させていただきます。

今ざっと見たところで、利用者負担が就園奨励費補助金より増えてしまうのはここだけかなとは思いますが、担当課、いかがでしょうか。

須藤副主幹：別紙1をご覧ください。委員からご説明とご質問がありました内容につきまして、こちらをもう少し補足説明させていただいた上で回答をさせていただきたいと思えます。

まず国基準は5階層に分かれており、それぞれ生活保護世帯0円。2階層目の市民税非課税世帯3,000円。3階層目の市民税所得割課税額7万7,100円以下1万6,100円。4階層目の市民税所得割課税額21万1,200円以下2万500円。5階層目の市民所得割課税額21万1,201円以上2万5,700円という形で、利用者負担というものが国のイメージとしてこれを各階層の上限の保育料として定めるということで、示されております。これまで、私立幼稚園は、建学の理念に基づき料金設定され入園料も含めまして、園ごとに料金が決められており、全国的な水準というものがございませんでした。これを子ども・子育て支援新制度においては、私立幼稚園が新しい制度に移行した場合は、国・県・市から公費が、施設型給付で支給される形になりますので、ここで初めて国が上限、保育園と同じように国が定める水準というものを設定したものでございます。

その設定につきましても、先ほど委員からご説明がございましたが、この利用者負担に関しては、国が定める水準として現行の私立の保育料は入園料も含めまして園則に定めて、全園児から徴収する全ての納付金の全国平均から所得に応じた私立幼稚園就園奨励費補助金額を差し引いて、園児1人あたり年額30万8,400円、月額2万5,700円ということ以上で上限が設定されています。そのため、まずこの左上の国のイメージというのは、そのような形で国から初めて示された水準となります。

この基準に基づき、八千代市、各市町村はこの上限額、いわゆる5階層目の2万5,700円を超えないような形で、各市町村の実情に合わせ利用者負担を定めるということで、本市で検討いたしました利用者負担の保育料（案）を示したのが右側の表となります。

まず、この利用者負担につきましては、先ほど1号認定の保育料の考え方ということで少しご説明させていただきましたが、全国的に3つの考え方がございます。1つはこの国の基準に沿ったもので、5階層最高階層における利用者負担の上限は2万5,700円という形をそのまま市町村の利用者負担の保育料とする考え方がございます。次に、現在は幼稚園におきましては、国の方で30万8,000円まで就園奨励費、また八千代市におきましては3万円を限度に単独補助金という形で、保護者が実際に払った保育料について、所得の状況に合わせ、1年間に幼稚園にお払いいただいた保育料等を、年度末に精算させていただく形で支給を行っているものがございます。この就園奨励費と近い形で、国の基準額通りの利用者負担の上限から、市の単独補助分、八千代市の場合は、最高額の5階層について、年間3万円を限度に支給しておりますが、例えば、その3万円を月で割りまして、2,500円、それを国の示す上限額から引いたものを利用者負担とするという考え方がございます。

最後に本市で検討した結果、最終的に採用した考え方でございますが、新しい制度の開始に伴い、1号認定の利用者負担について、何を基準に考えていったらいいかということで、現行の保育園等と同じように公費を投入していくということを基本としますので、保護者の方が教育・保育のいずれを選択いたしましても、保育料の金額は違いますが、公費の投入においては公平であるべきだということを、担当部署では重々検討しました。その結果、現在の八千代市の保育園保育料における利用者の負担軽減との公平性を図るという視点から、保護者の負担軽減の均衡を図り、保育園保育料と新制度に移行する私立幼稚園の利用者負担の保育料を設定させていただいております。

また、第1子の負担につきましては、ほぼ保育園の負担と概ね同じような形になっておりますが、2号認定の保育料よりも高くなっているところがございます。3階層4区分において、2号認定の保育料との逆転現象等がおきておりましたので、保育園保育料の3歳児、4歳児以上の部分の保育料の短時間の部分につきまして、国から保育標準時間と保育短時間の保育料においては、マイナス1.7%で調整という考え方が示されておりますので、1号認定におきましても保育短時間と比べまして、やはり保育時間が短いところから、国から示されましたマイナス1.7%に基づいて調整させていただいております。

また、最高階層につきましては、保育園保育料の負担割合との均衡を図ったうえで、現行の制度のまま新制度に移行しない幼稚園に通われるご家庭の負担との調整も行っております。調整の検討に際しましては、移行しない幼稚園に通うお子さまが、3年間の保育を受けられるということを想定しまして、市内の私立幼稚園の平均保育料から、市の単独負担分である最高階層における3万円を限度に支給するとし、その分を引いた内容を上回らないような形で、5階層は利用者負担の保育料について調整を行っております。具体的に申しますと、市内私立18幼稚園の平均保育料、入園料等も含んだ内容で、3年保育を想定して平均化した金額が、月額2万5,200円になります。そこから市の単独分3万円を限度にということでございますので、月額にして2,500円引きますと、2万2,700円になりますので、これを上回らないような形で5階層9区分を調整しております。5階層9区分を調整しましたので、さらに8区分目について、5階層9区分の負担割合で調整いたしましたので、八千代市の1号認定の利用者負担（保育料）案となっております。

第1子に関しましては、就園奨励費の市の3万円を限度の支給よりも、保育料は軽減され

ております。第2子につきましては、4階層の区分で、負担が出てくるところがござい
ますが、保護者様の負担が多くなるお子さまが2人同時期に在園したと想定し、第1子の分
と第2子を同一世帯として考え検討し、現行の幼稚園に通われる方の保育料の軽減と差は
生じない状態と考えた次第でございます。

中山会長：詳しく今説明していただいて、特に最後の第1子、第2子、藤澤委員のご指摘は第2子の
具体的に4階層7区分、5階層9区分については考慮すべきではないかというご発言だっ
たのですが、それに対しての種々配慮の下にこの計算をしているということ、それから、
委員も言われているように、八千代市の第1子の部分については、かなり国の基準よりも
減額になっていることで、併せて最後に言われたのが、世帯として考えた場合には、総合
的に見るとこの辺が妥当ではないかということが説明の中に新たに加わったことかと思
います。

藤澤委員：その世帯なのですが、1号認定というのは、上の子が小学校3年生までですね。小学校3
年生、上の子が小学校に行ってしまうと、下の子だけが第2子としてカウントされる。今
までも幼稚園に在籍している人たちも同じように第1子としてカウントされる。世帯の支
払いということで言えば、それは言えないのではないのでしょうか。世帯の支払いとして見
れば、やはり負担増になる。2人とも在籍していれば保育料は第1子と合わせれば多少安
くなるけれども、世帯の支払いということで考えてみれば、やはりこの階層は負担増に
なるのでもう一度ご検討いただきたいと思います。

もう1つ、こちらの2号・3号認定の保育料の方ですが、これは第2子、第3子は2分の
1に減免となりますが、この最高階層の部分で言えば、短時間で2万8,000円で設定され
ていますので、その半分だと1万4,000円になるかと思えます。それで、1号認定が1万
1,300円、2号・3号認定の第2子が1万4,000円。差額がほんのわずか2,700円で、給
食費負担が1号認定にはあります。給食費は2号・3号認定には毎日給食費が含まれてい
ます。自分の園でも毎日給食を出しますと、概ね5,600円前後になります。それがさら
に加算されてくるわけですから、2号認定に関しては逆転現象が実は起こってしまっている
ということになります。1号認定の第2子に関しても逆転現象が起こってしまっているわ
けです。少なくとも現行の就園奨励費によって負担が増えないように、現行の就園奨励費
をもらうお母さんと、施設型給付に移るお母さんとが、少なくとも差がないようにご検討
いただきたいと思います。

中山会長：どうもありがとうございます。委員の指摘は、新制度に伴って、その新制度に移った保護
者が、移らない保護者とあまりにも差が大きく生じるということであれば、本来の目的か
ら離れるという趣旨だと思います。今のことを意見として検討していただき、ご配慮をい
ただければと思います。

もし関連してお答えすることがなければ、別の質問に移りますがよろしいでしょうか。

櫻井委員：2・3号認定、保育認定子ども利用者負担（案）、別紙2の中で質問なのですが、国の階層
が8段階にあるところを、市で独自に24段階にしたということでご説明をいただいでい
たかと思えます。ですが、例えば市の階層を16から24、階層が24に分かれています
が、保育料は同額なので、何のためにこの階層を分けたのか。国と変えた理由を教えていた
だきたいと思えます。

佐藤副主幹：委員のおっしゃったところは、2号認定につきましては金額が同じになっているので
すが、3号認定の方で、こちら金額の方が所得に応じて変更になっておりますので、そちら
の関係で2号認定の方も同額なのですが、階層としては分かれています形になっています。

中山会長：非常にきめ細かく、最初の方に書いてありましたが、八千代市としては国の階層よりもよ

りきめ細かく考えて算出しているというご説明だったと思います。よろしいでしょうか。

石田委員：別紙2の2号・3号認定の利用者負担のところに、第2子と第3子の記載がなかったもの
ですから、その点について確認させて下さい。1号認定の方は第2子まで書いてあって、
第3子がないので、その辺がどうなっているのかをお聞きしたいのが1点目です。

2点目は、この国の基準額を見れば、八千代市は頑張っているなどというのが見えてくると
思うので、市民に利用者負担を提示する際に、ぜひその国の基準額というのをも併記して
もらえると、市民の方も納得しやすいのではないかとということで、こちらはそのまま提示
するのかもしれませんが、そう思いました。

第2子、第3子についてももう少し補足説明をしていただきたいと思います。

中山会長：1つは質問ですね。第2子、第3子の記載についていかがでしょうか。

須藤副主幹：資料の2ページをご覧ください。こちらに多子世帯の保育料の軽減ということで記載
されておりますが、一番下の方で保育園・幼稚園、また認定こども園等を含めまして、第3
子以降は無料ということで記載しております。幼稚園の別紙1に第2子と記載させていた
だきましたのは、幼稚園の利用者負担については、初めての料金設定ということで記載し
ております。保育園につきましては、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

中山会長：それから今、2つ目に伝えられたお話があったように、八千代市が国基準に比べてかなり
利用者負担の軽減を意図した料金設定を行っているということをお伝えということをして
ぜひやっていただきたいということですね。

ちなみにこの案は、本日、市としての提示はこれが初めてになるのでしょうか、この委員
会が。ということは市民が初めて知るという場になっているのでしょうか。

須藤副主幹：その通りでございます。

中山会長：それだけに本日の委員会の意見をまとめ、さらに議論をしていただいて議会にかけられる
という形になっていくわけですね。

須藤副主幹：はい。

中山会長：ではそのような場でもありますので、ここで決めるということではなく、考える上での
意見があればどんどん伝えられることによって、市としては、行政としてより深く考えられ
るということだと思いますがいかがでしょうか。

櫻井委員：では質問なのですが、今ざっと資料を見せていただくと、幼稚園のほとんどが私立で運営
されているということで、これは私一個人の意見ですが、私も子どもが幼稚園に入る時に、
ほとんどの園を見学に行き、その保育料の差に実は驚いたことがありました。入園金にも
のすごく差があるところであったり、同じバスなのに差があったり、給食費ももちろんそ
うですし、各幼稚園のカラーというか、力を入れていることがそれぞれにあって、それぞ
れに魅力的な園であって、故にここの保育料が高いのは致し方ないかなと思ったりした記
憶があります。今回、制度で一律の金額になるということを私も知ったわけですが、これ
は全部の幼稚園がこの新制度に移行されるのですか。それともまだ実際に八千代市にある
中の一部なのでしょうか。それはもう決まっているのでしょうか。

河原主査：幼稚園につきましては、先ほどの資料の26-7-3で、保育園一覧と幼稚園一覧が載っている
のですが、幼稚園の中では八千代わかば幼稚園が八千代わかば保育園と幼保連携型になる
ということで1園だけになります。そのため、今回案として出している利用者負担につい
ては、この園のみがまず適用となるのですが、先ほど説明をしていただいた通り、例えば
園の特色によって当然保護者に説明をしなければいけないところですが、上乗せ徴収です
とか実費徴収といった部分で加算される部分が当然出てくると思います。その部分の中身
は、先ほど櫻井委員がおっしゃった通り、幼稚園の意向としてこういったところに力を入

れるから、ここにお金が掛かっているのですよという部分をきちんと説明した上で、プラスアルファの実費徴収なり上乗せ徴収という形で金額が実負担としては増える形になると思います。

あくまでも今回定めているのは、基準としての額でして、それプラス上乗せ徴収とか実費徴収というのは、各事業者さんにきちんと説明をしていただいた上での利用料金となりますので、そこはご理解いただければと思います。

櫻井委員：幼稚園の金額が一律になるというのは法律で決まっています、それは必ずしなければいけないことというのが1つそうなのですか。

河原主査：それはあくまでも新制度に移る私立幼稚園であれば、今の基準額に沿ってという形になるのですが、新制度に移らずに、私学助成と言って現行の運用の形があるのですが、その制度のまま残る私立幼稚園が八千代市の場合は18園中17園がそういった状況ですので、今までの運用は変わりません。各園が保育料を定めて、入園料も定めてというままの状態の園と、新制度に移る園と2パターンが今回できるわけです。新制度に移る園については、基本の保育料として決まってくるということでございます。

櫻井委員：ではここで今お話しして説明していただいた満3歳児、保育の必要なし、1号認定の利用者のほとんどは、今回の新制度には関係がない形になるということですか。

河原主査：各幼稚園の事業者の意向で、前回の会議でもご説明した通り、新しい制度に皆さん移りますか、どう考えていますかと言った時に、1つの園は移るという意向がありました。例えば28年から移ろうかなと考えている例もあります。30年から移ろうかなと考えているなどの園があり、今回につきましては27年度のスタート時については1園だけが新制度に移る形になっています。

藤澤委員：今ご説明の中に、利用者負担が増えるということをおっしゃったのですが、特定負担額が上乗せになるので、利用者負担が増えるという言葉があったと思います。今より増えるというのは誤解を招きます。

自分からお伝えしたいのは、これだけ1号の保育料をかなり減額していただいたということは、現在もっている保育料とそれから新制度では国基準の差額部分については、やはり上乗せ徴収していただかないと財源が確保できません。ただ、保護者負担に関して言えば、これだけ市の方で超過負担して下さったのですから、下げることができるわけです。上乗せ徴収もしますが、これだけ利用者負担を下げた上で、法定確保の施設給付が出るようになりますので、やはり施設運営がきちんと収入が担保されれば運営ができます。基準になる保育料を八千代市でこれだけ細かく立てて、利用者負担がずいぶん下がることが分かれば、今後移行する私立幼稚園も出てくると思います。

私たち経営者側としては、利用者の負担が下がるに越したことはないわけで、今まで運動していたのは、市でその3万円の単独、私立幼稚園の就園奨励費を各市町村で単独部分というのはかなり違っていたのです。船橋は多かったり、八千代が少なかったり、習志野はさらに少なかったりということもあって、少なくともそこは毎年運動として増額してくれということで、保護者負担を下げる運動をしてきました。それが1つ、このような形で新制度に移行します。それで、市町村によってこの表はずいぶん違います。減額もずいぶん違います。八千代が努力をしていただくことで、新しい制度に私立幼稚園は安心して移行できるし、必要な部分、今の保育料と差が出る部分。国の基準と差が出る部分についても、特定負担額ということで、各園で徴収するという考えですので、そのあたりがどのぐらいになるかは、これから園によって違うと思います。自分の園は、在園児に関しては今と差が出ないように料金設定をしていますので、大きな負担には、今より保育料が増える

ことはないとお話をしています。

中山会長：貴重な情報をありがとうございます。いずれにしてもここで話していることを一般市民はもっと知らない可能性がありますよね。だから新制度に移行するにあたって、特に費用負担が増える、あるいはかなり努力しているのだというニュアンスはとても微妙に伝わる部分があるので、正確な情報は市としていろいろ努力しているというあたりは、各委員からも指摘されているところですので、しっかりやっていただくことが大事だと思います。

須藤副主幹：唐突にこのような表の提示となり、説明が大変不足していて申し訳なかったと思っております。今回の新制度に関しましては、認定こども園と保育園は、全て新制度に移行することとなっています。また、地域型保育事業は皆様と前回まで討論してまいりましたが、小規模保育園、事業所内保育所などは、これから新たに八千代市としては取り組んでいく内容になり、新制度で初めて始まる事業となります。また、私立幼稚園に関しては、もちろん公立幼稚園があれば新制度に移行するのですが、八千代市においては公立幼稚園がございません。全て私立幼稚園となっております。私立幼稚園に関しましては、現行の制度のままで継続するか、新制度に移行するか、市内では1園、新制度に移行する予定でございますが、どちらかを選択するのか、現時点で新制度に移行しないとする特段の申し出については、市内の私立幼稚園17園から受けております。しかしながら、新制度の移行に関しては、27年3月31日までに特段の申し出ができることと法に定まっておりますことを補足させていただきます。

先ほどの実費徴収、上乗せ徴収という言葉につきましては、説明が足りなかったところでございます。また、利用者負担は、公定価格に基づくものとなります。この公定価格を構成する内容としましては、人件費や事業費、管理費、またその全部、または一部を保護者にご負担いただくという形で、1号認定については、給食費用は委員がおっしゃられた通り含まれてはございません。2号認定と3号認定につきましては、3号認定には、ご飯と副食、おかずが含まれております。それで、2号認定については副食だけという形で、給食費が入っている形になりますので、もちろん毎日1号認定で新制度に移行された幼稚園の方で給食を実施された際、それは実費徴収という形になります。

また、計画の理念等で先ほど委員がおっしゃった通り、園の特色を出すということで、何か専門的な教育の部分で必要になる経費がございましたら、それは保護者の皆様にもご同意を得た上で上乗せ徴収するということとなります。この上乗せ徴収という言葉は、新制度でつくられた新しい言葉となります。これまではそれら全部含めて保育料という、園則に定められた内容を保護者の皆様に幼稚園に納付していただいた内容になりますが、新制度では、言葉が新しくつくられたという形になっております。また、保護者にどれぐらいご負担をいただくかという基準がこの左側の表になっており、国のイメージの表との差額部分について、5階層の上限の2万5,700円と、八千代市の1号認定の第1子の5階層9区分2万2,600円の差額については、市が負担しておりますので、先ほどから市が努力しているというお言葉をいただいておりますが、その差額が多ければ多いほど市の負担が多くなるとお考えいただければこの内容がきちんと皆様へ伝わっていると思います。

友森委員：疑問に思ったのですが、私立の幼稚園が移行しない園がかなりあるのですが、これは検討されているのか、それとも新しい園に移行するのが魅力を感じないのか。実際に自分も子どもが幼稚園にお世話になっているのですが、新しい認定こども園になると第2子が半額と安くなったりして、親としては移行してもらった方がありがたいなと思ったのですが。

丸山委員：自分は保育園関係者ですが、幼稚園の先生方も決めなければいけないリミットがある時に、新制度のことが実はそれほど詳しく決まっていないうか、未定でした。未定のものに

なかなか決めづらいところがあったと思います。何せ最終的に 27 年度からこれだけの規模の事業をやりますよと国からきちんと決められたのが約 1 か月前なのです。その時になって初めて、そんなにやるの？というのが出てきましたし、本当は 29 年度から全てスタートすると言っていたものが、27 年度から全てスタートといきなり 1 月に私たちも聞かされました。そのため、保育園の方もこども園が変わるところが圧倒的に少ない。幼稚園も圧倒的に少ないというところがあります。だから、なかなか不透明だったという部分があります。

藤澤委員：結局幼稚園の募集時期は 11 月であり、11 月にこの金額が決まっていなくて募集ができません。そのために移行できない園はかなりありました。

それからもう 1 つは、この施設給付の体系に入ると、応諾義務というのが私立幼稚園に課せられます。その応諾義務というのは、原則として断ってはいけないというのが入ってきます。ですから、それに建学の精神もあり、入園者の選考は園に委ねてほしいというものもありました。その応諾義務がどのような内容なのかということも、まだ 11 月の時点ではよく分かっていなかったということもあります。建学の精神が失われるというのがもう 1 つ。

それから 3 番目に、今後の動向が決めかねているというところで、国全体の中で新制度というのがどのように移行していくかというのが非常に不透明であり、また大きな国の団体、幼稚園団体等がそれに関わっているようなそういった考え方もあります。その中で綱引きみたいなことがあって、非常に決めるのが難しかったというのがあると思います。

ただ、今後こうして利用者負担もはっきりし、国の法定価格といって園にどれぐらいの収入があるか。今度新しい制度に移ると、全て市町村から補助金で運営し、補助金というのは保育料も納めていただきますが、それを引いた金額で保育園というのは運営しているので、それと同じ仕組みになると、園で全て徴収し、自由に使ってよいというわけではなくなってしまうので、そのあたりが引っ掛かっているのかなという気がしています。

ですから、これから先、私立幼稚園がどのような道を進んでいくのか。それから、今度の子ども・子育てに関するお金というのは、私学助成で残ったところには入らないのです。消費税財源が充てられると言われてますよね。私学助成で残ったところにはそれは入りません。処遇改善のお金も私学助成のところには入らない。新制度に移行した園にのみ、今回の子育て支援に関して国が財源を確保した 5 億円で 7 億の質改善までやるといったかなりアップした部分というのが、私学助成に残ったところには入っていきません。やはりこれから先、期待がされるのではないかなと思います。

このような情報というのは、一般の市民の方には全く行っていないかと思いますが。利用者負担に関しても、特に保育園の保護者は非常に不安に思っています。八千代市が示したのが国の基準の表だったものですから、こんなに上がるの、どうしよう、とずいぶん言われました。まだ決まっていないから大丈夫、去年と大体同じだからとお伝えはしたのですが、この表をできるだけ早く保護者に公開すると同時に、どのような仕組みなのかというのを、やはり情報として幼稚園、あるいは 1 号認定、2 号・3 号認定の保護者の方にも伝えていただきたいというのが願いです。

中山会長：この数字の取り扱いには慎重にしなければいけません。つまり最終決定というのが、この場で今各委員がおっしゃったように、八千代市がいろいろ努力するものです。国全体の動きや、制度が大きく変わる中で、転換期においてこのような数字が示されて、意見を求めたわけですが、あくまでもこの場であって、この方針通り、今の八千代市の行政に携わる人々はやるわけですが、議会がどう判断するかというのが最終決定の場になりま

す。だから、これはそのような前提の下でもう公表するのですか。このような委員を通じて関係者に伝えていいものですか。その辺は今のような縛りの中で伝えるものなのでしょうか。

佐藤副主幹：こちらの表は、あくまでもまだ案という状況なのですが、保護者についてはこの表がまとまり次第、案という形でお示したいと考えております。

中山会長：なるほど。保護者の方にも案という形で示すということですね。

佐藤副主幹：変更があるかもしれないということをお願いします。

中山会長：前提の下に情報が開示される形ですね。今、各委員、特に現場にお詳しい委員から、制度がどのように動いているのか。私たちは新聞等で、さまざまな情報の動きはある程度把握しているわけですが、八千代市の現実にもこのような動きがあるということをより確かめられる質問や答えがあったのではないかと思います。司会としてはそろそろまとめに入っていきたいのですが。今日この場は、今年度7回目を経て、先ほど皆さんから特別にはありませんでしたけれども、八千代市子ども・子育て支援事業計画、これが最終案ですので、これは先ほど皆さんからも特にご意見なく認められたということになります。それで、さらに具体的ないわゆる新制度に伴う保育料の設定、重要な案件について今議会の方に向けて原案が出されているということです。それに関する意見を今皆さんから発言があった、そのような場になったかと思えます。

それで、本日の大きな議題はこの2点ですので、主な大きな狙いは達成できたのかなと考えています。そこで最後になりますので、この委員会、8回目というのはありませんので、この場が最後になりますから、ぜひこのようなことは発言しておきたいということがあれば、自由に述べていただいて、時間をもうしばらく取って閉じたいと考えています。

今日お見えになっている委員の方で、この点については言うておきたいといったことがあればご発言ください。7回という会にご参加いただいて、こういった形に最後になったわけですが、ぜひここは言うておきたいということがあればどうぞ。もしなければ閉じたいと思えますがいかがでしょうか。

藤澤委員：今日配付された資料ですが、情報提供をさせていただきました。今国の方でネウボラというのを進めています。これは妊娠から学童までの切れ目ない支援ということで、いろいろな地域で進められているものです。元来フィンランドで行われているものなのですが、細かいことをお話しすると時間がないので割愛しますが、社会保障審議会、それから地方創生の方でもこのネウボラというのはお金が付くような話を聞いています。

それで、新聞には東京都でやっていると書いてありますが、実は都ではなく、日本版のネウボラを進めているのは、福祉自治体ユニットっていくつかの市町村が参加しているところがあるのですが、千葉県内ですと浦安市、世田谷区、和光市、横浜市、あとは三重県名張等でやっています。子育て世代包括支援センターというのを設立して、そこで一括に妊娠した時から、ずっと子どもに対してのデータ、あるいは支援を継続してやっていくという仕組みです。八千代市では既にこれに近いことをおやりになっていると思っています。国でもその施策を進めていくということですので、今回の中には切れ目ない支援という文言は入らなかったのですが、八千代市の方でもぜひこのような形でお金が国から付くようでしたら、一層切れ目ない支援への取り組みを進めていただきたいと思いますというお願いでございます。細かい情報等知りたい方はまた私に言っていただければ差し上げたいと思います。

中山会長：どうも情報提供ありがとうございます。ではせっかくですから、ご発言されていない方々のご発言をもって閉じたいと思うのですが。吉垣委員、お願いします。

吉垣委員：福祉は今年、議会でもカット、カットでだいぶ予算が削られています。この子育ての予算

は、どの程度の増額が発表されているのでしょうか。

中山会長：新制度に関して、比率でここだけ特別に何かどうかということでしょうか。

坂巻部長：細かい資料は持っていないので、概略のお話だけとさせていただきます。金額的には、全体としては、やはり減額されております。過去の例、事業内容を見直した中で、削ることのできる場所は削り、増やすところは増やすということです。子ども施策においては新たに始める、この子ども・子育て支援会議の中で実際にやっという事業については、積極的な予算要求をして予算をいただいている状況です。子ども施策については、大幅な減額はありません。

中山会長：田中委員、いかがでしょうか。

田中委員：私も次世代育成の会議の時から出させていただいているのですが、八千代市は非常に他市と比べると、子どもについてはいろいろと施策をやっ進んでいると思います。他の市と比較はどうか分かりませんが、できるだけ他の市に劣らないような形で子ども施策をしっかりとやっいただければと思いますのでよろしくお願いします。

中山会長：神長委員、いかがでしょうか。

神長委員：この今回のまともていただいたものは、本当にニーズ調査のあたりからだいぶ議論を重ねながら、大変総合的に子ども・子育てということについてまとめられたなと感じています。私は養成校で、幼稚園や保育園の先生になる学生を教えているのですが、学生には両方の免許を取るということを前提で4年間教育をしています、卒業する学生は保育教諭という言葉、実際にはこども園に就職した先生を保育教諭と呼ぶわけですが、幼稚園の場合には幼稚園教員、保育園の場合には保育士、それぞれの資格は1つでいいわけですが、幼稚園や保育園に入るそれぞれの学生にも、やはり両方のニーズに応じられる資質は持っているよという話を話します。

先ほども、なぜ移れなかったのかということ、急だったからだという答えですが、ご質問がありましたが、この制度そのものは子ども・子育てに関わって、いわゆる質の高いという言葉載せて、総合的に提供すると掲げています。国の施策としてはそうなのですが、本当にここ数年の中で重ねたものだから、やはりこの質の確保という意味では、さまざまな工夫、仕組みはつくってきたなと思っておりますし、このような1つのまともてできるとさすがだなととても感心します。質の確保という意味では、確保の上に、より質の高いという意味では、ソフト面で保育教諭に相当する先生方の資質の向上であったり、いわゆる総合的にというのは、福祉の中で学校教育をどのように提供していくのかとか、学校教育制度の中で福祉をどう提供できるのかという議論をもっと重ねないと、広く浅くとなってしまうので、そのような意味ではかなり課題かなと思っております。ただ、八千代市のこの大きな広い視野から見た、いわゆる取りまともては、この上により質の高いということを目指していただければと思っております。

中山会長：では茂呂委員、お願いします。

茂呂委員：私は現場の立場もありますし、また子ども部さんが頑張っいただいているということも大体分かるのですが、この事業計画が本当に理想に、絵に描いた餅にならないよやっいただきたいなと思っている1人です。本当に状況は、子ども施策と言っても、現場の方はどんどん手薄になっしまっているのが現状です。これをやろうとしたら、もっどどのような方法をしなければいけないよいうようなことがあるのも事実だと思っます。今の現時点では、これがうまっ行くよに頑張っいってもらいたいなと思っます。

中山会長：では奥村委員、お願いします。

奥村委員：私ども幼稚園では、やはり新制度に移る、移らないよいうことでは非常に時間をかけて話

し合ったのですが、やはり制度の中身が不透明だったばかりに、どうしても決断することができませんでした。来年度以降いつでも移行することはできるという条件が付いておりましたので、これから市の方の方針を見ながら、なるべく保護者に寄り添った保育ができるように、寄り添ってはいきたいと考えています。ただ、少し心配なのは、先生方の質だったりとか、保育環境が劣悪になってしまったら、それはそれで保育の質の向上にはつながらないので、そこら辺の質が落ちないように保育の方を作っていただけたいと考えております。

中山会長：竹内委員はいかがですか。

竹内委員：最初に公募でここに入れていただいた時の作文なのですが、私パソコンができないもので、夫が印刷してくれてきれいにまとまって、字数をこの範囲内でまとめるということで、必死で縮めて提出をして、採用されるとはまさか思わないようなユニークで個性的な内容だったと思います。主人はインフルエンザからの肺炎で去年の1月にあっけなく亡くなってしまって、その主人が私にしか書けない文章。それで理解してくれる人も多分お役所関係ではないだろうなと思って提出したのが、誰かが認めて入れてくださりました。

私の専門は立派な別に実績を残したわけでも何でもないけど、私は臨床心理学が自分では専門でいろいろな方面で関心を持って生きてきたと思っております。行政的なことに関しては、細かいこととかそのようなことにはついて行けません。

私が一番望むのは、お母さんが働くのは何のためかということについてです。社会に出ないと生きがいがなくなるとか、一人前の人間ではないからとかそこら辺をよく考えます。家計費が足りない、ローンも払えなかったら、私の息子たちもそうですが、妻も2人働いています。そこで二男の場合は、本当は働きたくないけどやむを得ず働いている人も多いのだといつか私に言っていたことがあります。そのような家ばかりだったら、やはり女として滅入ってしまって行き詰まってしまう。子育てというのは与えるばかりの仕事ですから。そこで誰かが支えないといけません。臨床心理学的に考えて、赤ちゃんというのは本当に魅力的ですよ。1日1日の働きかけで反応が大きく変わってくるから、すごくいい方向に導いて自分も楽しめるのが育児だと思っています。そのようなことをこの会議の席では意見を言うタイミングもなかったもので、これをまとめて本でも出すしかないような考え方を日頃しております。家庭的な小規模保育園っていうのは、ぜひやってみようと思えます。それで三男はサラリーマンをやったり、声優になりたいと言ってあちこち右往左往して、まだコンビニのバイトとネットカフェのバイトしかしていない三男がいます。とりあえず保育士の資格も持って、コンビニで時間給で働いているぐらいで雇ってくれるところがあったら、私がずっと子どもと接したいという気持ちを持っていたのを三男に引き継がせたいと思っています。八千代市で家庭的保育小規模保育園が早く公募で、誰かいませんかという声を掛けていただけたらと思います。足は弱っているのですが、考えはいっぱい持っていますので。

お母さんたちも外でレジのお仕事だとか、いろんなパートに行くよりも、経済的に余裕がある人しか家で子育てに毎日向き合えることが実現できないので、そこら辺はどうかなと思うのですが、余裕のある階層の人にしか私の考えがアピールできないのかなとは思いますが。家庭で子育てに大半時間を使っても、社会に関わることはたくさんあると思えます。お金が足りなかったら働くしかないというのはもう厳しい現実で、働くことが大事になる場合は、子どもとそんなに真正面から子どもが求める、必要とするほど関われないという現実もありますので、私は小規模保育園の方向が出れば私はぜひそこに参加してみたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

中山会長：では阿部委員はいかがですか。

阿部委員：この会議で意見を言わせていただく立場に選んでいただいて本当に感謝しています。市でこのような段階を追っているいろんなことが決まっていくということを、本当に自分としては勉強させていただきました。と同時に、難しい話だったり、市の大きな予算を動かすわけですからもちろんなのですが、そのような話の中でも、市民の代表としてここに来させていただいているので、市民の気持ちや、1番最初に立ち返っていつも自由記述のところの市民の本当に切実な意見だったり、自分の子育てを振り返って、本当に今現在子育て中の方が何を求めているのかなっていうのをいつも忘れないように、グラフだったり難しい言葉だったりを考えていくようにしていました。

今後これからこれをやっていくに当たって、生の声というか、今子育て中の方々の声というのはやはり熱いし、自分もその時にいたらもっと言えることがあったのではないかなと思うこともあるのと同時に、今子育てが一段落しているから、この世代でしかできないこともあるし、支えてあげたいなということもあるし、子育てってやっている時は苦しかったり、1日でも早く大きくなってほしかったりするのですが、振り返るとやはりすごく楽しかったし、自分としては子育てできて良かったなってもものすごく思っているの、そのような思いを八千代市の支援で1人でも多く思う人が出てきたらいいなって思っています。こんなことを言っただけでは僭越なのですが、お母さんたちの声を生の声で、今できることを、3年先とか5年先では、子どもも大きくなってしまっているので、できるだけ早く市民のために1歩ずつ改善していくことができたらいいなということを本当に思います。

中山会長：では最後に藤原委員、お願いします。

藤原委員：3つ言いたいことがあります。1つは、この前市民説明会に行かせてもらって、そこで保育園に子どもを預けている保護者の方がたくさん来られていて、やはりものすごく切実な声を聞きました。その中で1番よく挙がっていたのは、時間外保育は今まで無料だったのに、ここにも書いていますが、時間外で30分200円と書かれていたりとかするので、実質やはり増えるのではないかという質問をされた方がいて。保育士さんも6時を5分10分過ぎた人から200円取ったりするのかなと思ったのですが。その時間外保育のことや、質問があったので、これからどのようにするのかというのを一足先に聞きたいというのが1つ。

2つ目は、私はずっと子どもと自然の中で遊ぶ活動をやっているのですが、イベントをいろいろな市民の方に向けて企画すると非常にニーズがあって、たくさん殺到されます。でも、八千代は里山とかプレーパークとか少年自然の家とか、自然を生かした環境が豊かにあるので、そのような豊かな環境を生かして、八千代の魅力を生かした子育て環境をもっとアピールすれば、子育て世代もすごく喜ぶし、あの八千代市だったら住んでみたいと思う人がどんどん流れ込むのではないかと思いますので、工夫して魅力的な八千代に、自然を生かした八千代の子どもたちの遊ぶ環境を生かしてほしいと思います。

3つ目は、八千代市の今の幼稚園・保育所の現状をよく知らないのですが、私の知り合いのお子さんが発達遅れの子がいて、私たちはサークルで一緒に遊んでいたのですが、すすすくルームへ行くようになって訓練を受けて、そして今度は障害を持つ子ばかりの中ではなくて、いろいろな子どもたちの中で育てたいと思っているのですが、幼稚園だと難しいとか、保育園も仕事をしないとなかなか入れないとかというので、子どもをそのような子どもたちの中に入れていかなければならないと無理に仕事を探して、何とか入れるという手続きをやっているのですが。障害がある子、ない子と分けなくても、いろいろな子どもがいるのが当たり前で、外国籍の子もいるでしょうし、障害という認定を受けていなくても支

援の必要な子どもたくさんいるでしょうし、何かもっといろんな子が過ごせる場が、幼稚園なり、保育園なり、すてっぷ 21 なり、地域子育て支援センターなりにもっとあればいいなと思います。私の友達は居場所がない、居場所がないと言って、ステップに行っても気を遣うし、他の子を叩いてしまうし、ドアを開け閉めずっとしているだけだしとか言っているの、幼稚園や保育園でもそのような子たちを受け入るとか、そのような子たちのフォローとか課題とか、いろいろな手立てができると思うのもっとそのような子たちにも、どちらの子にも必要なことだと思うので、そのような環境もどんどん充実させてほしいと思います。

中山会長：今、最後の藤原委員から質問的なものがありましたから、せっかくですので時間外の区切り方について説明をお願いします。もう 1 つは特に障害のある子の場合、課題という言葉がありました、新制度で 1 つの方針を出していますね。そのあたり何か説明いただけるとよいと思いますのでお願いします。

佐藤副主幹：まず時間外についてですが、10 分といった遅れについてですが、1 分ならよいなどといった基準を設けてしまいますと、どこが基準かというところが分からなくなってしまいますので、基本的には 1 分でも遅れたら料金がかかることとなります。ただ、電車の事故とかそういったものがあつた場合には、遅延証明書などを提出いただいて、厳格に関わらないということは検討を現在しているところであります。

中山会長：支援を要する子どもに関する情報があればお願いします。

木村主任主事：保育所に関して申し上げますと、今市内で 24 園の保育所がありますが、そこで障害のあるお子さんの保育を実施しているという状況があります。障害のあるお子さんを預かるにあたっては、そのお子さんにとって集団生活がその子の発達につながるのかどうかという判定を児童発達支援センターでしていただいて、この子にとっては療育の方がよいのか、それとも集団生活の方がもっと伸びが期待できるのかの判定をしてもらった後に、こちらで職員を手配いたします。そのお子さんの程度にもよるのですが、マンツーマンの保育から 2 対 1 の保育という形になるのですが、そういった形でもお子さんを受け入れて、市内で 40 数名のお子さんを預かっている状況です。

新制度においても、国の子ども・子育て会議の中で、保育の利用調整の際に、その障害のあるお子さんを手当てした方がよいのではないかという話がありまして、それを受けて八千代市でも次の 4 月に入るお子さん、今ちょうど選考を行っているところですが、障害をお持ちのお子さんで、お母さんがお子さんを日々例えば児童発達支援センターに連れていっているから就労ができないとか、就労活動もできないといった方に対しては、プラスの点数を付けるということをして来年度から対応していくことで考えております。

中山会長：ありがとうございます。時間が近づいてきたので、司会としてはここでいろいろあるとは思いますが閉じたいと思います。今、各委員からおっしゃった点では、制度がつくられていく中で個々の要望も含めて、その要望の実現ができていけば、要するに質の面の向上ができていくということだと思います。ですから、これをもって終わりというのではなく、新制度は何年かかけて新しい形を作っていくわけで、その形を作っていく中で、各委員がおっしゃったようなことを行政、あるいは私たちはこの場でいろいろ意見交換ができましたから、それを高めていくような努力をぜひ今後とも進めていくことが大事ではないかなと思います。

私は会長という形でやらせていただきましたが、大変勉強になりましたし、委員の皆さんの協力の下に協議が進んだと考えております。お礼を申し上げますと共に、これをもって今年度の会議を閉じさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。